

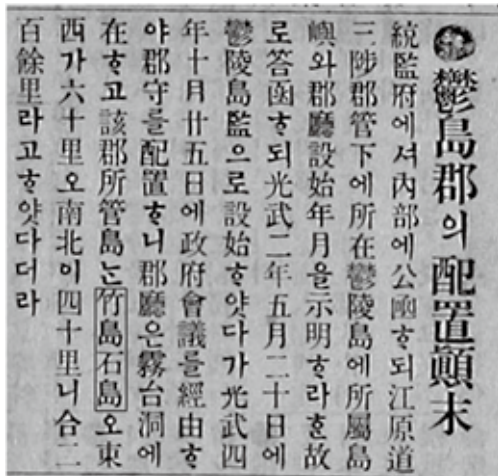
(5) 「内政」化する日韓の「外交」

—公文書の往来状況に見る統監府「保護」下の大韓帝国—

永島 広紀

はじめに

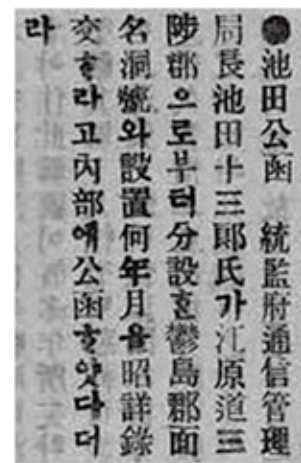
朝鮮半島で生成された歴史記録類に「独島」なる単語が登場しはじめるのが大韓帝国期(1897~1910)に入ってからであることは、これまでも様々な形で言及されてきた。また、1900年に大韓帝国政府の官報(1900年10月25日付)で告示された「勅令41号」によって鬱島郡(鬱陵島)の所属島嶼として明記された「石島」を「独島」に比定し、その根拠として、「石島」の朝鮮固有語的な表記としての「トル・ソム(돌섬)」のトル(돌:いし)〔石〕、섬は「しま〔島〕」の意)が、鬱陵島近海に出漁していた全羅道人たちの方言である「トク(독)」に転訛した上で、独(朝鮮漢字音はトク〔독])の字にさらに転じたゆえに、「トク・ソム(독섬)」とはすなわち「独島」であるという主張が韓国側ではしばしば行われていることも周知のことである。ただし、この説は牽強付会に過ぎるという見解も多く、今までのところ明確な資料的根拠を示した上での説明はなされていない。



ともあれ、くだんの「石島」に関しては、しばしの時間を措いて『皇城新聞』の1906年7月13日付けの記事(「鬱島郡의 配置顛末」:左図参照)に登場している。すなわち、韓国統監府から大韓帝国の内務省に相当する「内部」に向け、鬱島郡衙の設置年と、また管轄する島嶼が何処であるかに関する公文書による照会が出されたところ、韓国「内部」は鬱島郡庁が設置された時期とともに、「竹島石島」(左図の文字囲みは筆者による)を所管するとの回答を行ったと報じられている。

この「竹島」「石島」が果たしていかなる島嶼を指し示すかについての最終的な結論は出ていない。それでも、1900年10月に出された「勅令41号」の第2条文中に見える「竹島石島」である可能性は高い。もちろん、だからといって石島=独島であるかどうかは、また別途の検証を行わねばならない問題であることは贅言を要しない。

なお、同じく1906年7月13日付けの『大韓毎日申報』雑報欄には「池田公函」(右図参照)として、統監府の通信管理局長である池田十三郎が内部に対して鬱島郡の行政区域の沿革に関する照会を行ったとする、統監府に所属する具体的な人名と組織を明示しての報道を行っている。『皇城新聞』と『大韓毎日申報』両紙は、ライバル紙ではあるものの、同じような記事を同時に出稿・掲載することも多く、まず間違いなく、7月13日付けの記事におけるその取材源が同じであろうことは容易に予想されるところである。



すると、統監府の一外局たる通信管理局が、局長である池田の名義をもって韓国政府(内部)に対して、何故、かような照会を行ったのだろうかという疑念も生じよう。また、日

本政府が韓国政府の「外交権」を掌握した第二次日韓協約（1905年11月17日）の締結以降、大韓帝国政府は日本に対して対日外交上の発言、ないしは抗議を行うことが出来なくなり、独島はその犠牲となった最初の国土であるという説明が今日でもしばしば行われる。まさにその時期において、統監府「通信管理局」がかくなる照会を行った背景には果然、何が存するのか。小稿は、そうした「保護」下の大韓帝国と日本政府（統監府）との交渉の具体的な様相を検証せんとするものである。

① 統監府「通信管理局」と池田十三郎

世上には、日本政府が日露戦争の進展に伴って大韓帝国を保護国化するとともに統監府を設置し、そして初代の統監には首相経験者にして枢密顧問官の伊藤博文が就任したことを述べた書籍類はあまた存在する。しかし、その「統監府」がどのような人的規模でもって、どのような業務を行っていたかについては驚くほど研究が進んでいない。設置期間の短さもさることながら、1910年10月に開庁する朝鮮総督府の露払い的な存在としてごく軽く取り扱われるのが通例である。そして、同様のことは大韓帝国の行政機構に関しても言えることである。

ともかく、統監府や大韓帝国政府に関する基礎的な事項を確認するにたる簡便な工具書は存在しないことから、統監府なり、あるいはその管下の通信管理局に関してもまずは一次的な資料でもって個々の事実関係を確認する作業から始めねばならない。



池田の肖像写真（『朝鮮通信事業沿革史』）

さて、1904年5月30日の元老会議での議決、そして翌31日の閣議決定を踏まえて同年6月11日に明治天皇の裁可を得た「対韓方針に関する決定」には「(二) 対韓施設綱領決定の件」なる項目があり、さらにその第5項には「通信機関ヲ掌握スルコト」なる一文が明記されていた。日露戦争の遂行下にあつて、かくなる施策は軍事的な後方支援体制を構築するためには必要不可欠のものであった。また、すでに1904年9月の段階で鬱陵島は日本海軍の敷設によって海底ケーブルによる電信線で陸地側と繋がっており、やや時間を措いて鬱陵島⇄竹島⇄松江という電信網も構築されている。

そうした軍用施設とは別に、あらためて日韓両国政府間においては「韓国通信機関委託ニ関スル取極書」が1905年4月1日に調印され、同月28日に公示された。また、すでに1904年6月1日付けをもって鬱陵島には釜山郵便局（外国ではあるものの、在外居留民が存在する各開港地には逓信省が郵便局を設置していた）が所轄する「郵便受取所」が設置されており、郵便貯金事務と郵便物の集配を開始していた。やがて、1906年7月20日付けで電信業務が加わることとなり、改めて「鬱陵島郵便電信受取所」となっていた¹。

¹ 『統監府通信事業第一回報告』（統監府通信管理局、1906年12月）同書20・55頁。



ところで、前出の取極書に基づき 1905 年の 5 月 18 日から 7 月 1 日にかけて韓国政府（通信院：左写真参照）からの事務引き継ぎが行われ、その際、通信省の通信書記官（東京郵便局長）であり、本省通信局外信課長を兼務していた池田十三郎が「引継委員長」に任命されていた。時あたかも日本海海戦（同年 5 月 27・28 日）での勝利により、韓国側に対する交渉が急速に進捗していった時期にあたる。

池田十三郎は長崎県士族の 4 男として 1870 年 8 月に生まれ、第一高等中学校（独法）を経て帝国大学法科大学独法科を 1892 年 7 月に卒業後、間もなく官界に入った人物である²。引継委員長に就任時の満年齢は 34 歳ということになる。日露戦時において東京郵便局は、大本営の郵便電信局に指定されており、就中、外国郵便電信の検閲と諜報の業務を担当していたことから、池田は日露戦争下の韓国に派遣され、やがて通信機関の接收の任に当たることとなっていた³。

そして、1905 年 12 月の統監府開庁に伴って「統監府通信官署官制」が勅令第 268 号として施行され、通信管理局が設置された。局長には引継委員長の池田十三郎がそのまま就任し、総務課長（事務官）には島田志良、工務課長（通信技師）には岡本桂次郎⁴といった引継委員を経験した官吏らへの補職発令がなされた。

なお、ここでいささか留意すべきことがある。すなわち、統監府「通信管理局」は局長の池田をはじめとして通信省から派遣された官公吏で構成されており、統監府の「外局」としては大蔵省系の「財政顧問部（のち統監府財政監査庁）」、あるいは渋沢栄一が設立した京釜鉄道株式会社が国有に移管された「鉄道管理局」などととも本府からの独立性が極めて高く、予算も別立てであった。池田の回想に依れば、「私は本府の外局たる通信管理局長であつたが、之は豫算面から見れば、莫大のものであつてその行政上の監督は統監府でやり、豫算だけは逋信省関係のものであつた関係上、帝國議會には、私と鶴原氏〔定吉：統監府総務長官、筆者註〕とが、政府委員として、出席してゐたのである」という⁵。まさに通信管理局の高い独立性を示す挿話であると言えよう。また韓国側との業務乗り入れによって韓国人の「現



通信管理局長時代の池田十三郎
（『韓半島』2 年 3 号、1906 年 6 月）

² 池田の経歴に関しては『一高同窓會名簿』（1939 年）、勝田一編『帝國大學出身名鑑』（校友調査会、1932 年）等に依った。

³ 池田十三郎「通信行政統一の経緯」（『朝鮮統治の回顧と批判』朝鮮新聞社、1936 年 6 月）。同文は『逋信拾遺』（朝鮮總督府逋信局、1936 年 8 月）にも収録されている。

⁴ 岡本の没後には伝記（『岡本桂次郎傳』1941 年 10 月）が編まれており、同書「第六章 朝鮮官界時代」の中で通信機関引継委員となって渡韓した時期のことも触れられている。

⁵ 池田前掲「通信行政統一の経緯」、同書 48・49 頁。なお、池田は 1 年のうち半分は東京に出張しており、池田の不在中は技師（工務課長）の岡本桂次郎が代理を務めていた（前掲『逋信拾遺』同書 16 頁）。

業」吏員を多数抱えている部局であったことも統監府本庁との大きな相違である。

すなわち、通信管理局が管轄する各地の郵便局を管理・運営する主体は韓国側の地方官吏である。また、そうした地方官吏を束ねる立場にあったのが、既出の「内部」である。よって、通信管理局をはじめとする各種の外局は、それぞれに独自のカウンターパートを有しており、官庁間の事務連絡ベースにおいては必ずしも本府を通さずして、直に談判することが可能であった。さらに統監府、および各地方の理事庁は外務省系、つまり旧来の駐韓公使館・領事館のスタッフが横滑りで登用されており、統監府と言えども決して「一枚岩」ではなかったことをまずは確認しておきたい。

それとともに、竹島問題でしばしば明確な根拠もないままに取り沙汰される「保護国下で韓国は外交権を奪われていたから、日本政府に抗議することが不可能であった」という類の常套句に関しては、実態としては真逆であり、むしろカウンターパート同士は嫌が上でも緊密なまでの連絡関係を構築していたと言わざるを得ないのである。次節以降においては、その具体例を検討していきたい。

② 韓国政府と統監府、それぞれの官僚機構

ここで、今一度、韓国政府と統監府の行政機構のあり方について簡単に整理を試みておきたい。日清戦争中に断行された「甲午改革（甲午更張）」以前、李氏朝鮮王朝においては1485年に編まれた『経国大典』にて規定される基本的な官僚機構、すなわち今日の本邦で言えば内閣および内閣官房に相当する「議政府」の下に置かれた「六曹」体制がとられていた。この六曹とは、宗主国である中華諸王朝の「六部」に擬したものであり、「吏曹（官僚人事）」・「戸曹（民籍管理・徴税）」・「礼曹（国家儀礼・外交）」・「兵曹（軍事）」・「刑曹（裁判・行刑）」・「工曹（宮繕・土木）」をそれぞれ管掌していた。また、宮中に関しては「宗親府」の管轄となっており、宮屯土での徴税や王族の土地所有なども議政府とは別個に取り仕切られていた。ところが、1894年からの甲午改革によって、あらためて近代式的内閣制度が発足し、あらためて「宮内府」と「議政府」に分ける形での組織改編が進められたのであった。

まず、議政府においては、やはり清朝の近代化改革である「戊戌の変法（変法自強運動）」をモデルとした「八衙門」体制に移行し、その際、「内務」・「外務」・「学務」・「軍務」・「法務」・「農商務」・「工務」・「度支」の8セクションに再編され、さらに「部」制への移行によって「内部」・「外部」・「学部」・「軍部」・「法部」・「農商工部」・「度支部」の7部が設置された。こうした縦割りの機構制度は、基本的に日本による韓国併合期まで存続し、部分的には初期の朝鮮総督府における部内機構の編成にも踏襲されている。

なお、この段階から日本政府は邦人を各部の顧問、ないしは参与官として派遣しており、やがて、日韓協約（第3次）の取り決めに基づき、日本国内の官吏が在官のまま大韓帝国の官吏に任用される方式に更新されていくことになる。一方、宗親府改め宮内府は相変わらず「アンタッチャブル」であり、特に皇室の私的財源にまつわる事項はブラックボックス化しており、日本政府のみならず韓国政府としても容易に手出しの出来ない存在であり続けた。

一方、統監府については如何なる状況であったのか。

1905年12月、日韓協約（第2次）によって「統監府」が設置された。蛇足ながらここ

で付言すれば、「韓国統監府／韓国統監」というのは通称、もしくは俗称であり、正式な官制としては単に「統監府／統監」が正しい。そして、「統監府及理事庁」「統監府陸海軍武官」「統監府通信官署」からなる3本立ての官制によって構成されており、当初は統監・総務長官・農商工務長官・警務総長の下、秘書官・書記官・警視・技師・通訳官などが配置されていた。

また、旧来の公使館・領事館は「統監府」と各「理事庁（京城・仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山・群山・平壤・城津）」とに分離改編され、理事庁においては主として司法警察官（領事館警察）を配置して日本人居留民を監督・取り締まるとともに、現地の官衙との折衝にも当たっていた。

さらに、これとは別途に外局として逋信省系の「逋信管理局」が置かれるとともに、この下に逋便局が開設され、京城・釜山・仁川・元山・群山・木浦・平壤・義州・馬山・鎮南浦・安州・城津・大邱・永登浦・開城・新義州の各都市に置かれた。統監府逋信管理局の人員は、逋信書記官（東京逋便局長）から就任した局長の池田十三郎をはじめとして、主に逋信省から派遣された官公吏にて構成されており、また保護国化に先立って1905年4月1日に締結された「韓国逋信機関委託ニ関スル取極書」によって大韓帝国の旧・逋信院を接收し、逋便・逋便為替・逋便貯金・逋信電話を管掌するに至っていたのは既述の通りである。また、1906年5月の勅令105号により韓国国庫金の出納保管に関する事務を開始しており、これによって大蔵省系の「財政顧問部」の監督下にて徴収される税が金納されるに際しての収納業務も行うことになっていた。ちなみに、1906年6月1日付をもって金泉・倭館とともに鬱陵島（いずれも釜山局の所轄）にも「逋便受取所」が設置され、同時に逋便貯金事務と逋便物の集配事務も開始されている⁶。そもそも、すでに少なからぬ邦人が居住していた鬱陵島では1902年頃には逋便受取所の設置が検討されており、逋信省としても釜山逋便局長の加藤新吉を海軍の軍艦（濟遠）に便乗させて鬱陵島の視察を行わせていた⁷。また、受取所設置以前においては島根県・浜田から来航する小型帆船に逋便物の移送を委託していたが、夏季はともかく、日本海が荒れる冬季には、それも滞りがちであったという。

ともあれ、本稿の冒頭にて述べた韓国側の新聞報道は、こうした日本の逋信省（統監府逋信管理局）の動きと時期的な連動性を持つことを予想することは容易であろう。

③ 統監府逋信監理局と鬱陵島

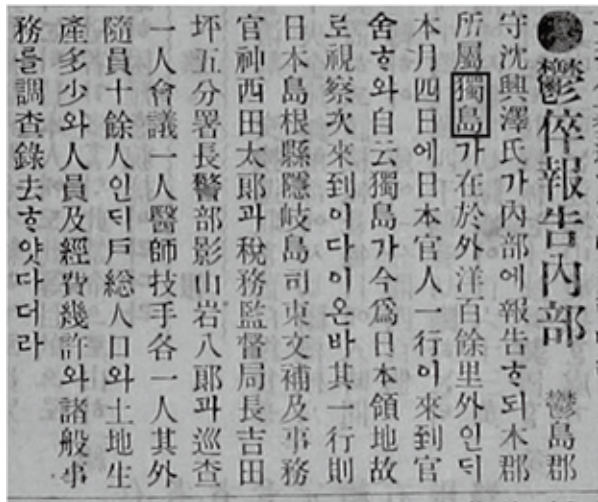
小文でさきに取り上げたように、『大韓毎日申報』1906年7月13日付け「池田公函」、および『皇城新聞』1906年7月13日付け「鬱島郡配置의 顛末」では統監府（逋信管理局）が内部に鬱陵島の現況に関する問い合わせを文書で行ったことが報じられている。ただし、このときの往復文書の現物は今までのところ発見されていない。よって、統監府側がなにゆえにこのような照会を行ったかについては目下のところ判然としない。ただし、穿った見方をすれば、統監府が「独島＝竹島」の領有をめぐる何らかの意図でもって韓国側に探りをいれていたと陰謀論的に考えること自体は可能ではある。

⁶ 『統監府逋信事業第一回報告』（統監府逋信管理局、1906年12月）同書20・21頁。

⁷ 「鬱陵島の本邦人」（『韓国交通會誌』2、1903年2月）、および「鬱陵島事情」（『韓国交通會誌』5、1903年12月）。

ただし、結論を前倒しにして述べるとするならば、統監府・通信管理局の照会一件は、竹島の領有問題とは直接の関係性は極めて薄いと筆者は考えている。その根拠を挙げるとすれば、以下の通りである。

韓国側の史料に「独島」なる文言が見える最初期のものとして、しばしば『皇城新聞』1906年5月9日付けの「鬱倅報告内部」(右図参照、文字囲みは筆者)に見える記事がこれまでもしばしば引用されてきた。すなわち、島根県の官民が「竹島」を視察した途次、1906年3月28日に鬱陵島へ立ち寄り、現地の郡守(沈興澤)を表敬した際、前年の1905年2月に竹島を島根県に編入したことを踏まえた内容の発言を行ったところ、沈興澤は江原道觀察使署理・春川郡守の李明來を經由して議政府に島根官民が来島し、独島(竹島)の領有を日本人が吹聴していることに関する報告を行っている。そして議政府は5月10日付けの指令書によって独島(竹島)の日本領有は「事実無根」との回答を行っている。



ただし、この一件はこれで沙汰済みとなっており、これに時期的に続くのが既出の通信監理局に関する新聞記事であるということになる。しかしながら、すでに述べたように、鬱陵島の郵便受取所が1906年7月20日に郵便電信受取所へ昇格的に改編されていることから、本稿の冒頭にて引用した新聞記事も、そうした通信管理局の組織整備に関連した韓国政府への照会であると考えるのが自然であろう。だからこそ、韓国側も「東西60里(≒24 km)」「南北40里(≒16 km)」という鬱陵本島のみは数値を挙げてその地理的状況を回答したと考えると、得心がいくのである。

ただし、この一件はこれで沙汰済みとなっており、これに時期的に続くのが既出の通信監理局に関する新聞記事であるということになる。しかしながら、すでに述べたように、鬱陵島の郵便受取所が1906年7月20日に郵便電信受取所へ昇格的に改編されていることから、本稿の冒頭にて引用した新聞記事も、そうした通信管理局の組織整備に関連した韓国政府への照会であると考えるのが自然であろう。だからこそ、韓国側も「東西60里(≒24 km)」「南北40里(≒16 km)」という鬱陵本島のみは数値を挙げてその地理的状況を回答したと考えると、得心がいくのである。

④「奎章閣」所蔵史料に見る統監府通信管理局と韓国政府

本節でも引き続き統監府通信管理局と韓国政府との公文書往復、そしてそれを報じる新聞記事との相互関係についてまとめておきたい。

まず、主として用いる史料は、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院(以下、「奎章閣」)に所蔵される大韓帝国期の公文書である。「奎章閣」とはそもそもは王宮である景福宮内に置かれていた王朝の「史庫」の名称であり、大韓帝国期には改めて帝室の御文庫として再編されていた。さらに、地方に散在していた史庫の史料群や各官庁の記録類とともに併合後は朝鮮総督府(取調局⇒参事官室⇒学務局)によって一括管理され、1924年に京城帝国大学が開学すると、その附属図書館の特殊コレクションとして同大学に移管され、1945年8月以降は米軍政下の京城大学時代を経て国立ソウル大学校の所蔵に帰している。なお、かつては図書館の一セクションであったが、現在では独立した部局となっている。ともかく、奎章閣には旧王朝時代以来の文書と図書が膨大な数をもって所蔵されており、その中には相当な数にわたる大韓帝国期の文書記録も含まれている。

ただし、本稿中で繰り返し取り上げている1906年7月における通信管理局と内部との

往復文書は現在までのところ見出されていない。それでも、奎章閣には『統監府來案』（目録番号：奎 17849）とともに、『統監府來去案』（同：奎 17850）なる 1906～08 年頃における韓国政府と統監府とのやり取りに関する公文書を編綴したファイルが残されている。ただし、これらの文書は基本的に統監府の「総務長官」と韓国の「内閣」との往復書類の綴りであり、残念ながら外局である通信監理局に関連する書類はあまり含まれていない。

ともあれ、1906 年における文書の往復中には、「独島」に関する記事があつてしかるべきであるが、少なくとも統監府本庁と韓国の議政府（内閣）との間で領土問題として鬱陵島なり竹島（独島）が取り沙汰された形跡はない。

その一方、1905 年 12 月下旬にハワイ島での韓国人同士の殺人事件が発生した際にあつては、現地の司法当局は首謀者に死刑判決を出したものの、在ホノルル帝国領事館は現地法律顧問を通じて減刑嘆願書をハワイ州知事に提出している。そして、結果的に被疑者 5 名中 2 人の減刑に成功しており、これに対しては韓国政府からも謝意が届けられていた。この一件はまさしく上記の『統監府來案』・『統監府來去案』に綴じ込まれている文書にてその内容を知ることが出来るのである。つまり、日本政府は韓国を保護国にした以上、「邦人保護」の肩代わりを国際法上の義務として負っているのであり、現在の韓国で取り沙汰される「外交権の喪失」とは、実は対外的な邦人保護業務とその履行義務が移管されたことを意味したことを含むのである。

またこれらとは別個の文書であるが、『照會 警務顧問丸山重俊 總務局長鶴原定吉 與法部大臣李夏榮問往復一括』（同：奎 26135）なる史料は、1906 年における統監府と「法部」との直接のやりとりを記録した簿冊であり、こうした統監府と個別の韓国側官庁との間でも文書の往復があつたことをまずは知ることが出来る史料である。

この中には「統通総乙第五六八号ノ二」【史料 1】(後掲)と「統通総乙第七三三号」【史料 2】(同)として、それぞれ明治 39 (1906) 年 2 月 15 日及び 22 日付けで通信管理局長である池田十三郎から法部大臣に宛てた抗議の公文が綴じ込まれている。なんとなれば、江原道平昌郡の郷長（臨時郵便所主事を兼ねる）が平理院（裁判所）に逮捕拘引されたことに対する説明要求であり、また逮捕に先立つ事前通告を求めるものであつた。通信管理局が管轄する各地方の郵便局は、末端に行けば行くほど韓国側の地方官吏に実際の業務を委託せざるを得ない状況である以上、通信管理局として通信吏員の逮捕は業務に大きな支障をきたすものであつた。

【史料 1】に拠れば、すでに 1905 年 8 月 11 日付け（この段階ではいまだ「引継委員」）の文書にて、法部との間には「通信事務に従事せる」韓国人を逮捕・拘禁する際には事前に委員会に対して通報を行うことが合意されていたとされる。また、郷長の進退に関して、通信管理局と内部との協議が行われていることも明記されている。禹弼奎の拘引事由の詳細は、史料 1・2 の文面のみでは判然としないものの、「義賊事件に関し」とされており、また 1906 年 3 月 10 日付けの『皇城新聞』記事（「纜捉旋放」）、および同 11 日付けの『大韓毎日申報』記事（「放還連縲」）に「元容八」なる江原道で活動していた「義魁（すなわち抗日義兵将）」の逮捕事件と禹弼奎の連累が示されていることから、義兵活動への関与を疑われての拘束か、あるいは誤認逮捕であつた模様であり、池田の法部への抗議がなされてからまもなく放免されたとされる。

なお、「臨時郵便所」は「全國各道の各府郡に設置せられ地方各府郡の卿長（我國の元

庄屋の如きものにして民選に係る一種の公吏なり）之れが郵遞主事を兼任し其所務を掌理す毎月经費二十元の支給を受け當該府郡に屬する郵便物の集配事務を掌る韓國內に於ける臨時郵遞所の數は總計三百二十八を以て數ふ」というものであったとされる⁸。

なお、この時の照会文書の内容が原文にほぼ忠実に朝鮮文に訳出され、新聞の紙面（『皇城新聞』1906年2月17日付「通信管理通牒」・同2月27日付「信局照覆」、および『大韓毎日申報』1906年2月17日付「池田函質」・同3月1日付「内訓平院」）に掲載されているのである。特に『皇城新聞』の記事は、ほぼ忠実に公文書の内容を訳出していることが分かる。なるほど、これは傍証に過ぎないとは言え、新聞各社の中でもとりわけ政府寄りの『皇城新聞』は、記事の執筆に際して実際の公文書を閲覧して内容を入手している可能性が極めて高い。とすれば、本稿の冒頭に掲げた鬱陵島に関する『皇城新聞』の記事も、原本の所在は未詳ながらも、元の文書におけるその内容をかなりの程度でもって盛り込み、あるいは公文書の原文を忠実に訳しているものと考えられる。

⑤ 日韓の「皇室外交」

先に述べたように、韓国の宮廷内は行政府にとっても不可触であったがゆえに、逆に必ずしも通常的外交ルートに乗らない形での「外交」も可能であった。すなわち、日韓における皇室間の儀典上の交歓がそれである。

例えば、以下は1904～1906年における大韓皇帝（高宗）の外交活動を『德壽宮李太王實紀』（1943年）の記事に拠って抜粋したものである。日本政府、とりわけ宮内省は韓国併合直後より旧大韓皇室の記録作成に熱心であり、特に天皇同様に「実録」を編製するのを習わしとするに至っていた。なお、こうした実録編纂は、やがて宮内省の傘下に置かれた「李王職」（旧韓国の宮内府を改変し、京城に在住する王公族の家政管理を行った）の管掌事項となり、高宗、ならびに純宗の実録はそれぞれ1935年に完成していた。ただし、この実録は伝統に忠実であったゆえにすべて漢文体で書かれており、李王職としてはそのダイジェスト版とも言うべき日本語文による「実紀」を別途に編纂していた。歴史記録としては2次的な編纂物ではあり、本来であれば『承政院日記』や『日省録』をはじめとする1次的な原資料にあたって確認すべきであるが、今回の報告書においてはそのインデックスとしての簡便性からさしあたって『德壽宮李太王實紀』を利用し、必要に応じて別資料をもって確認することにした。

1904年02月09日	日本公使（林権助）・イタリア公使を接見	（23日：日韓議定書）
03月10日	日本公使・アメリカ公使を接見	
15日	日本特派大使迎接委員を任命	
16日	日本公使を接見	
18日	日本国特派大使（伊藤博文）を接見、国書奉呈	
20日	同上	
25日	同上	

⁸ 池田十三郎「韓國通信事務引繼顛末概要」（『韓半島』2年3号、1906年6月）同誌187頁。

- 26日 特派日本報聘大使（李址鎔）を任命⁹
- 07月13日 特派慰問使を日本軍に派遣（22日：第一次日韓協約）
- 09月19日 日本外務大臣（小村寿太郎）・宮内大臣（田中光顕）に李花章を特賜
- 27日 日本への視察員を任命
- 10月14日 目賀田種太郎を度支部顧問に招聘
- 1905年01月18日 日本駐筭軍司令官（長谷川好道）に李花章を賜う
- 02月03日 丸山重俊を警務顧問に招聘
- 07日 清国前公使・新任公使を接見、宮内府顧問・加藤増雄を接見
- 08日 日本公使を接見
- 15日 同上
- 16日 同上
- 22日 日本公使・日本駐筭軍司令官を接見
- 03月02日 アメリカ公使を接見、日本公使を接見
- 04日 日本国侍従武官長（岡沢精）・東宮陪従武官長（村本雅美）を接見
- 13日 各国公使・領事、日本軍司令官を接見
- 15日 日本公使・ドイツ公使を接見
- 16日 義陽君（李載覚）を日本への特派大使に任命¹⁰
- 23日 ドイツ皇太子の祝賀のため、駐独全権公使を特命大使に任命
- (04月01日:通信機関委託に関する取極)**
- 04月11日 中樞院賛議（李載崑）を大阪博覧会観覧委員長に任命
- 05月13日 日本公使・日本軍司令官、アメリカ代理公使を接見
- 22日 日本特派大使（博恭王）を接見
- 23日 博恭王に金尺大綬を特賜
- 25日 京釜鉄道開通式、博恭王臨席
- 26日 日本軍司令官を接見
- 06月15日 日本公使を接見
- 26日 アメリカ公使を接見
- 07月14日 日本国視察事務員を召見
- 08月25日 万寿聖節、各国公使・領事を接見
- 09月11日 日本国視察事務員を召見
- 19日 日本公使を接見
- 20日 ドイツ公使を接見

⁹『明治天皇紀』によれば、法部大臣（兼・陸軍副将）の李址鎔は、随員を従えて1904年4月22日に来日し、宮城に参内、明治天皇に謁見し、高宗からの親書を奉呈している（『明治天皇紀』第10、吉川弘文館、1974年7月、同書712～714頁）。

¹⁰ 李載覚は1905年4月6日に皇居に参内し、高宗の親書を奉呈するとともに、日本海海戦の勝利と遼東半島攻略を寿ぐ上奏を行い、明治天皇はこれに勅語をもって報いた。さらに皇后による宸餐が催され、皇族・枢密院議長・侍従長・宮内大臣・外務大臣・侍従武官長等が陪席した（前掲『明治天皇紀』第11、同書113・114頁）。

- 11月10日 日本特派大使（伊藤博文）・日本公使を接見、国書奉呈
- 15日 日本特派大使・日本公使を接見、協約草案の提出
- 17日 第二次日韓協約
- 12月18日 完順君（李載完）を特命日本国報聘大使に任命¹¹
- 1906年02月01日 統監府開庁、臨時統監代理（長谷川好道）開庁式を挙行
- 02日 退任する日本公使、新任の統監府職員を接見
- 09日 回還大使（李載完）を召見
- 03月01日 日本軍司令官を接見
- 09日 統監（伊藤博文）を接見（3月2日に到着）
- 04月15日 義王（李垺）に日本国観兵式参列を命じる¹²
- 06月13日 日本軍司令官を接見
- 28日 統監を接見
- 09月13日 万寿聖節、各国領事を接見
- 11月19日 統監を接見
- 21日 イタリア艦長を接見
- 23日 内部大臣（李址鎔）を特使として日本に派遣¹³
- 12月29日 李址鎔復命につき引見

以上を関するに、やはり日本公使（林権助）や伊藤博文をはじめとする日本人との接見回数の多さが目を惹くところである。また、米・独・伊などの欧米外交団との謁見も少なくない。仮に竹島／独島の領有が韓国の廟堂内で問題化していたのであれば、さまざまなチャンネルを駆使して抗議することが可能であったはずであるが、少なくとも皇帝たる高宗にそのような素振を確認することは出来ないのである。実際、1907年に高宗は日本の「侵略」を世界に訴えるべくハーグに密使を派遣しているのであるから…。

おわりに

重複を厭わず、本稿にて明らかになったことを最後に整理することによって筆を擱くことにしたい。

『皇城新聞』1906年7月13日付け記事に見られる「石島」の解釈をめぐっては、今なお日韓間では決着していない。しかしながら、当該の新聞記事は近代における韓国側の「独島」認識形成の鍵を握る重要な論点の存在を示唆する貴重な資料である。特に統監府が設置されてから約半年を経て、その外局である「通信管理局」から発出された文書であり、

¹¹ 李載完は1906年1月23日、東京に到着し、同27日に統監・伊藤博文とともに参内、高宗の親書を奉呈した。なお当初、報聘大使には第二次日韓協約締結を推進した「乙巳五賊」の一人として自宅を放火された李址鎔が予定されていたが、林権助公使は李址鎔の身辺警護を保証すること引き換えに来日を断念させたという（前掲『明治天皇紀』第11、同書473・474頁）。

¹² 1906年4月28日、宮城に参内し、伊藤博文も侍立の上で謁見に立ち会っている（前掲『明治天皇紀』第11、同書536・537頁）。

¹³ 1906年12月11日、伊藤博文の先導によって天皇に謁見し、皇帝の親書を奉呈した。また、伊藤の更迭説が喧しい時節、高宗が伊藤の離任を望んでいないとのメッセージを伝えたという（前掲『明治天皇紀』第11、同書642・643頁）。

それに対する韓国政府の回答を報じた記事内容の真偽は、現在までのところ原本が発見されるに至っておらず、依然として未詳である。ただし、当時の通信管理局が行っていた業務のあり方、あるいは新聞紙上での記事化の具体例を検討することによって、かなりの程度で信憑性が高いものと推測されるのである。

ただし、『皇城新聞』1906年5月9日付けの記事に見える島根県一行と鬱島郡守とのやり取りと無関係であるかどうかは、依然として検討の余地は残っている。さらなる史料の蒐集を期したい。

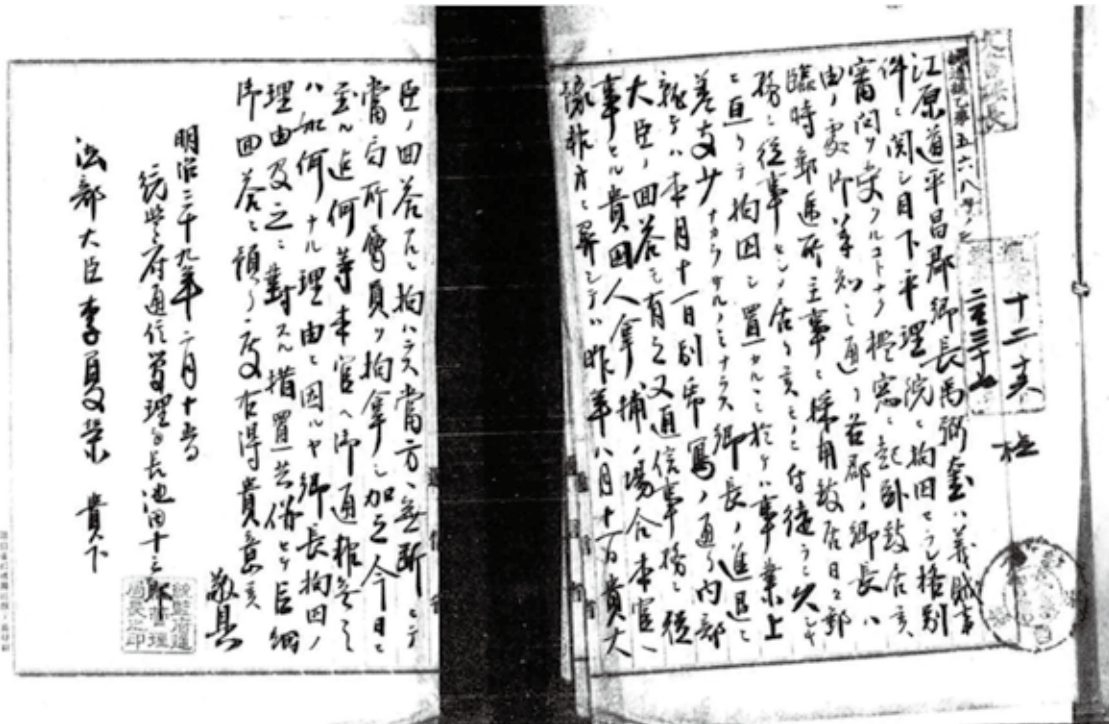
なお、保護国化に伴って外交権が「篡奪」されたことにより、日本側の独島（竹島）の領有に関して抗議が出来なかったという韓国側のこれまでの主張は、史料的な根拠を欠いた、相当に苦しい弁明であることが明かである。すなわち、官庁間の連絡、文書の往復は相当に密であり、また鬱陵島の管轄区域など「内政」に属する事項が日本側と何らかのトラブルを招いたのであれば、それらは公文書に記録されてしかるべきである。実際に通信管理局と韓国の法部とのやり取りを見れば、むしろ日本側が韓国人官吏の「保護」に回っている事例も存在しており、統監府も一枚岩ではなく、また韓国政府内にもセクショナリズムや官庁間の軋轢が存在していたのである。場合によっては、韓国の内部と統監府通信監理局が官吏の出处進退をめぐっての利害を一致させ、法部（平理院）と対峙する場面すらあった。本稿では詳しく取り上げるには至らなかったが、既出の『統監府來案』・『統監府來去案』には通信管理局が土地建物の譲渡を韓国側に要求したところ、韓国政府は宮内府マター、すなわち「宮中」の財産や利権は政府としても不可侵であることを未引渡の理由にして譲渡を拒んでいる文書も散見される。

1907年以降、統監府は本格的に「帝室財産整理」を推し進めていくことになる。これによって初めて大韓帝国における「府中」と「宮中」の別がまずは財源的に明確化していくことになった。とすれば、従来の「統監府 VS 韓国政府」なる検証の視角では全く不十分であることは再言を俟たない。ひいては鬱陵島や竹島（独島）の問題を大韓帝国史の文脈から繙く際には、そうした韓国内の内政・行政のみならず、大韓皇室（宮内府）の財政と利権の構造をも見極めていく必要があるのである。

つまり、大韓帝国における「外交権の喪失」とは、日本政府、あるいは第3国への連絡手段が途絶することを意味するものではない。なんとすれば、各国の外交スタッフ（公使館）は撤退したものの、領事業務（領事館）はそのまま残るのである。上述したように、保護国下にあっても日本のみならず、各国の使節等に対して皇帝（高宗）が頻りに謁見を行っていることが確認され、むしろそれは当時としては当然すぎることでもあった。

また、日本側、とりわけ明治天皇は韓国の皇室に対しては格別の配慮を行っていたことが知られている。とすると、「皇室間の外交」という面を考慮すれば、保護国化によって日韓における連絡のパイプはむしろ強化されたとさえ言えよう。まさに外交が「内政」化していたと言いうるのである。

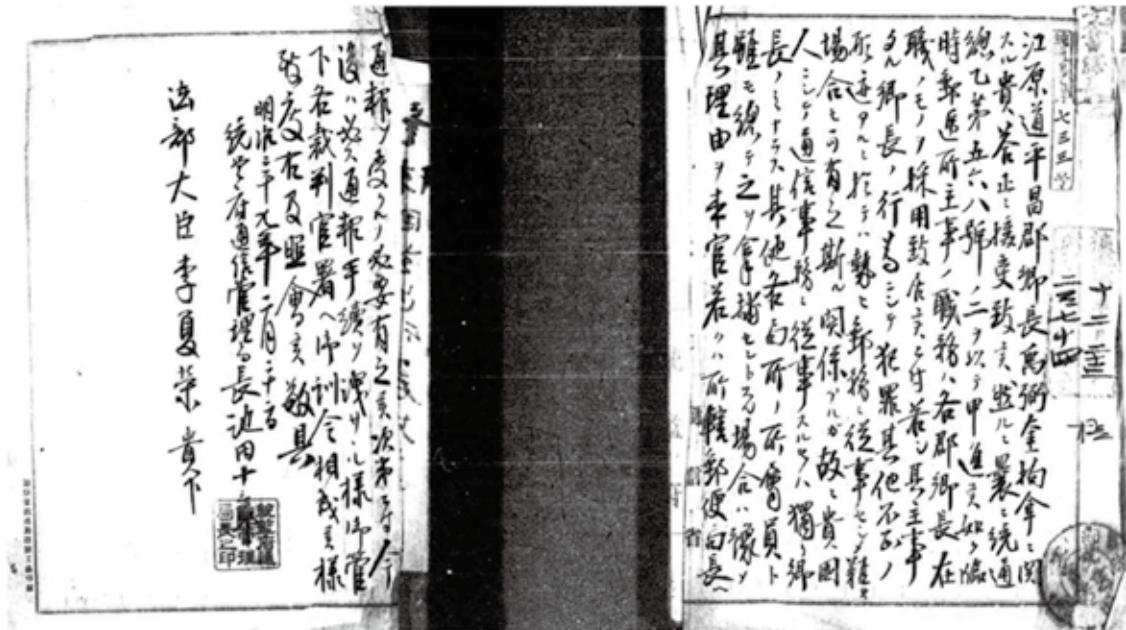
【史料1】



通信管理通牒 統監府通信管理局長池田十三郎氏が法部に通牒を
 江原道平昌郡郷長禹弼圭は義賊
 事件に關する目下平理院に拘囚を
 高格別審問を受たが檻窓に起居を
 合理的を説明す本月十一日に内
 部大臣に通信事務の從事する貴國人
 を捕拿す時當地方官が本局に預
 報するが昨年八月十一日に貴大臣
 回答に有るに當局所屬員を拘拿す
 や今日に至るに何等理由に郷長を
 拘囚するを昭詳回示すらしたる

【参考】『皇城新聞』1906年2月17日付

【史料2】



●信局照覆 統監府通信管理局長
池田十三郎氏が法部に照會せし平
昌郡郷長禹弼奎拘拿に關し貴答は
接受せしやスナ曩日に統監府公文
に仰陳せしと如し臨時郵遞所主事
職務に各郡郷在職者を採用せし
若其主事が郷長の行爲に犯罪
な其他不正の形跡に有らば郵務
に從事し難き境遇に有らば如斯
に關係に有らば故に貴國人に
事務に從事せし者に獨り郷長
ら其他各局所屬員に及ばず
拿捕せらるる境遇に其理由を
官に及ばず豫先通知
せしむるを要せしや

【参考】 『皇城新聞』1906年2月27日付

【史料1】翻刻 ※適宜に読点を補っている

統通總乙第五六八号ノ二

江原道平昌郡郷長禹弼奎ハ、義賊事件ニ関シ目下平理院ニ拘囚セラレ格別審問ヲ受クルコトナク檻窓ニ起臥致居候由ノ處、御存知之通り各郡ノ郷長ハ臨時郵遞所主事ニ採用被居、日々郵務ニ従事セシメ居リ候モノニ付、徒ラニ久シキニ亘リテ拘囚シ置カル、ニ於テハ、事業上差支少ナカラサルノミナラス、郷長ノ進退ニ就テハ、本月十一日別添寫ノ通り、内部大臣ノ回答モ之有、又通信事務ニ従事セル貴国人拿捕ノ場合、本官へ豫報方ニ関シテハ、昨年八月十一日貴大臣ノ回答アルニ拘ハラス、當方へ無斷ニテ當局所属員ヲ拘拿シ、加之、今日ニ至ル迄何等本官へ御通報無之ハ如何ナル理由ニ因ルヤ、郷長拘囚ノ理由、及、之ニ對スル措置共、併セテ委細御回答ニ預リ度、右得貴意候 敬具

明治三十九年二月十五日

統監府通信管理局長 池田十三郎〔公印〕

法部大臣李夏榮 貴下

【史料2】翻刻 ※同上

統通總乙第七三三号

江原道平昌郡郷長禹弼奎拘拿ニ關スル貴答正ニ接受致候、然ルニ曩ニ統通乙第五六八號ノ二ヲ以テ申進候如ク、臨時郵遞所主事ノ職務ハ各郡郷長在職ノモノヲ採用致居候ニ付、若シ其主事タル郷長ノ行為ニシテ犯罪其他不正ノ形跡アルニ於テハ、勢ヒ郵務ニ従事セシメ難キ場合モ可有之、斯ル關係アルカ故ニ貴国人ニシテ通信事務ニ従事スルモノハ、獨リ郷長ノミナラス其他各局所ノ所属員ト雖モ、總テ之ヲ拿捕セントスル場合ハ、豫メ其理由ヲ本官、若クハ所轄郵便局長へ通報ヲ受クルノ必要有之候次第ニ付、今後ハ必ス通報手續ヲ洩サ、ル様、御管下各裁判官署へ御訓令相成候様被度、右及照會候 敬具

明治三十九年二月二十二日

統監府通信管理局長 池田十三郎〔公印〕

法部大臣李夏榮 貴下